

議 事 概 要

1 あいさつ（竹村神奈川県くらし安全防災局副局長兼防災部長）

県では3年前の平成28年3月に石油コンビナート等防災計画を修正し、石油コンビナートの保安に引き続き取り組んでいる。本計画では、災害予防計画と災害応急対策計画を大きな柱として位置づけ、それぞれの機関の行うべき予防措置等を定めており、日頃から各機関の皆様におかれてもご尽力いただいているところである。

今年度も県では「特定事業所の予防対策の推進」と「応急活動体制の強化に向けた訓練の充実」の2点について重点的に取り組んできた。

本日は、その取組結果について、ご説明するとともに、来年度の取組の案についてお諮りするるので、ご議論いただきたい。

また、旧来の石油コンビナート等防災計画では、東海地震への対応を計画的に定めてきたが、国の方針変更に伴い、国から改めて南海トラフ地震への対応が示されたことを受け、他の時点修正も併せて計画を修正したいと考えている。

本日は、修正素案についてご説明し、ご了承いただきたい。

2 議 題

(1) 2019年度の取組結果について

【概要】

事務局から、資料1により2019年度の取組結果として、事業所における予防対策促進の結果や、応急活動体制の強化に向け実施した訓練の内容について報告した。

(2) 2020年度の取組方針（案）について

【概要】

事務局から、資料2により2020年度の取組方針について説明し、承認を得た。

(3) 神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正について

【概要】

事務局から、資料3により、計画修正の趣旨及び計画修正箇所の概要について説明し、原案について承認を得た。

【質疑要旨】（○：幹事／●：工業保安課）

○予防対策取組状況調査の結果について、海上入出荷設備の緊急遮断弁、タンクの遮断弁等が未整備の理由及び未整備の原因を知っているようであれば、対策を講じることができると思っている。

もし対策が出来ていない理由をご存じであればお答えいただきたい。

●法律の対象外であることが一番の理由である。未設置のままでもいいと考えてはならず、設置の必要性を事業者の説明していきたいと考えている。

また、関係機関において、対策についてよい方法があればお伝え願いたい。

- 高圧ガス容器が固定されていない理由は法律の範囲内であるので、指導が必要なのではないか。
- 法律の範囲内であれば事業所に指導していく必要があると思う。個別の理由は把握しきれていないため、今後立入検査等で事業所に確認していく。

- パブリックコメントを実施した後に、変更したものを提示するのか。
- パブリックコメントを反映したものを提示する。

- 計画内容が決まったら連絡をいただきたい。

以上